

マタニティハラスメント ケアハラスメント



マタニティハラスメント（マタハラ）は妊娠、出産、育児を理由としたハラスメント、ケアハラスメント（ケアハラ）は、介護を理由としたハラスメントのことです。

男女雇用機会均等法と育児・介護休業法では、職場において妊娠・出産、育児休業、介護休業制度の申出・取得を理由とする解雇等（減給、降格、不利益な配置転換、契約社員の契約を更新しないなど）の不利益な取り扱いを事業主がおこなうことを禁止しています。

なごみ

第 2 6 5 号

2024 年 4 月 1 日 発行

編集・発行

和東町人権啓発課

（人権ふれあいセンター内）

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

あなたのマタハラ、ケアハラ意識をチェック！

- ☐ 従業員が妊娠したら早めに辞めてもらう
- ☐ 従業員が出産したらパートにする
- ☐ 男性従業員が育児休業を取得するなど認められない
- ☐ 契約社員が妊娠したら契約更新をする必要はない
- ☐ 介護休業を取得するのであれば言及しても仕方がない
- ☐ 妊娠は個人の問題。職場に持ち込まないでほしいと思う
- ☐ 育児短時間勤務をとるのであれば非常勤雇用になればいいと思う
- ☐ 仕事が遅れているのだから介護休暇はとらせない
- ☐ 親を病院に連れていくのであれば、休みの日に行くべきだ
- ☐ 介護を理由に他の人に負担をかけるのであれば辞めてほしい

パート、派遣、契約社員など雇用期間の定めのある人（有期契約の人）も産休は取得できます。

また、育児や介護のための様々な制度については、勤務先の就業規則に規定がない、（就業規則を見たことがない）これまで利用したことがないといった場合でも、法律を根拠に利用を請求できます。



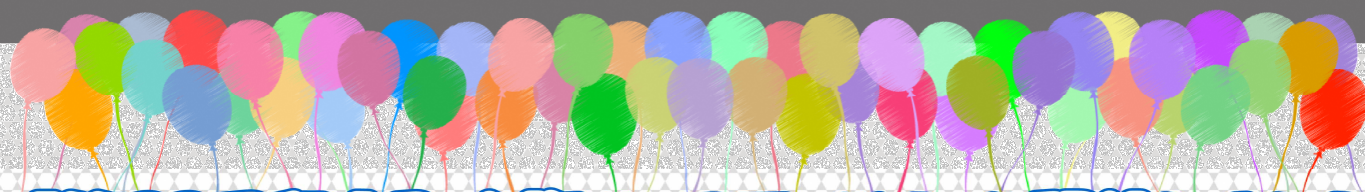
ポイント！

制度の利用は、権利として認められています

制度等を申出・取得したことにより不利益な取り扱いを示唆したり、制度等の申出・取得を阻害したり、制度等を申出・取得したことにより嫌がらせなどをすることは許されません。もし、制度を利用させてもらえない場合は、社内の相談室のほか、都道府県労働局などにも相談することができます。



みんなで築こう 人権のまちづくり



「第22回和束町人権フェスティバル」を開催しました

2024年3月3日(日)、和束町人権ふれあいセンターで「第22回和束町人権フェスティバル」を開催しました。

和束保育園の園児たちは、元気いっぱいにて体操や楽器演奏、歌を披露してくれました。

また、まごころステージさんのコンサートでは、歌のおねえさんとおにいさんと一緒に子どもたちが楽しそうに踊っている姿が印象的でした。

そして、午後からの市岡裕子さんの講演では、母の自死、弟の死、父である岡八郎さんのアルコール依存症など、ご自身の壮絶な体験談を交えながらお話いただき、ゴスペルソングも披露していただきました。

ほかにも様々な模擬店や各教室で心を込めて仕上げていただいた作品展示も来場者でにぎわい、展示作品を感心されながら眺めておられました。



まごころステージさん



市岡 裕子 さん

当日、ご来場いただきましたみなさま、また、ご協力いただいたみなさま、本当にありがとうございました。

このイベントを機に、みなさまの人権意識を高めていただき、一人一人が尊重されるまちを目指して、行動していただけることを願っています。

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。
悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。

人権に関わるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。



4月の相談日

月日・・・4月26日(金)
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター



お問い合わせ先
和束町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212